

スダン公国宗主シャルロット・ド・ラ・マルクの遺書（1594年）

—— 女性相続人と家門の継続 ——

滝澤 聡子

はじめに

フランスの国立古文書館へ出かけ、273 AP 176のコードを入力して閲覧を申請すれば誰もがアクセスできる史料がある。それが本稿でとりあげる、スダン公国女性相続人であり女性宗主でもあったシャルロット・ド・ラ・マルク（1574–1594）の遺言状である。公証人によって「1594年4月8日に作成」と明記されているこの遺書の最後には Charlotte de la Marck と署名されているのがみてとれる。まだ19歳という若さで遺書を作成した背景には、何かしら死への予感というものが働いたのだろうか。実際に、この遺書が作成された日からわずか一月の間に彼女は初めての子供を死産する。そしてその1週間後には、夫一人を残して他界するのである。「現在、私が妊娠中というデリケートな状態にあるということと、今年、多数の妊婦をおそった大きな災難を考慮して（中略）私の死後、主が私をお召しになった後しばらくして、私の意図するものと私の欲するものがかなえられるように、今現在この遺書を作成するので。」¹ 不吉な予感はまさに的中した。そして女性相続人が残したこの文書により、38歳にして寡夫となったテュレンヌ子爵、アンリ・ド・ラ・トゥール（1555–1623）は、「ブイヨン公爵領とそこから彼女に付随する訴権のすべて、スダン、ジャメス、ロケールの宗主領、スペイン国王によって篡奪、占領された土地にかかる権利のすべて（すなわちブイヨン城と独立領）、さらに彼女に付随する男爵領、領土、領主権のすべて、さらに成文法地域に彼女が有する他の財産のすべて」² をラ・マルク家からラ・トゥール・ド・ヴェルニュ³家へと代襲させるのである⁴。

宗主を名乗る家系が刷新されたという事実は同時代人にはどのように受けとめられたのだろうか。およそ100年が経過していたとはいえ、やはりサン・シモン公爵は彼の『回想録』の中に、この出来事をとりあげ、ラ・トゥール・ド・ヴェルニュ家がブイヨン公爵を名乗るようになった経緯を説明している。「ブイヨンの元帥は、妻が所有していたすべてのものをそのまま保有する権利を要求した。彼に計らって彼女が作

成した遺書の名において。彼はこの書類を一度として示さなかった。なぜならば、そのようなものは存在しなかったからである」。⁵ 家系の古さと正統性を何よりも重んじるサン・シモン公ゆえに、遺書の名のもとにおこなわれた代襲を不快に感じ、お得意の皮肉をきかせたのだろうか。それとも、存在しないといわれている遺書によって公国宗主の座についたチュレンヌ子爵の辣腕はこの時代の人には周知の事柄であったのか。いずれにせよ、子爵の要求が実現するにいたった過程には、1世紀以上にわたる疑惑の目が向けられていたことは確かだろう⁶。

ところで、サン・シモン公が存在しないと断言した遺言状が21世紀の現在、フランス国立古文書館で確認できるというのはどういうことだろうか。この疑問に答えるためには、遺言状作成の由来を調べる必要があると同時に、1594年5月15日の公国女性宗主の死後、この遺言状が果たした役割をさらに詳しく調査する必要がある。この事件に関しては、ほとんど研究がなされていなかったが、2006年に提出されたヤニック・ベネゼク氏の博士論文⁷では、ラ・トゥール・ドーヴェルニュ家がどのようにスダン公国に介入していったかを読み解こうと試みられ、1594年の遺言状についても詳しく言及しているので、そこから改めてこの出来事の全容を知ることができる。本稿もこのベネゼク論文を手がかりに、シャルロット・ド・ラ・マルクの遺書が秘める謎を解き明かすと同時に、事件の背後にあるもの、とくに貴族家系がどのように継続していったのかを女性相続人の遺書が果たした役割を焦点に16世紀末の政治的、社会的そして宗教的背景と関連させながら考察していきたい。

第1章 ラ・マルク家—女性宗主の誕生—

今日、フランス北東部のシャンパーニュ＝アルデンヌ地域圏の一小都市にすぎないスダンは、だが近世にさかのぼると、フランス王国と神聖ローマ帝国の間に位置するこの地理的状況ゆえに、しばしば政治的に重要な役割を果たす舞台となった。戦略上の拠点となる条件がそろっていたことから、1424年にはすでに、その後ヨーロッパ最大と呼ばれる要塞城であるスダン城の築城が始まっている⁸。そして、この土地を何よりも特徴づけるのが、貨幣鑄造権までも持つ独立国であり⁹、国王でも皇帝でもない独自の宗主としてブイヨン公爵でありスダン公国宗主のタイトルをいだけ人物を擁していた点にある。さらに、ここは法的見地からすれば成文法地域にあたり、相続に関しては契約書に記された事項が効力をもった。

最初に宗主位についたのは、ラ・マルク家のロベール4世(1512-1556)であった¹⁰。女性相続人の祖父にあたる人物である。彼には成人した息子が2人いた。長男のアンリ＝ロベール(1539-1574)はブイヨン公爵とスダン公国宗主を、次男のシャル

ル＝ロベール（1541－1622）も女性相続人であった母親¹¹の恩恵によりモレルヴィエール伯爵を継承する。さて、長兄のアンリ＝ロベールは、ブルボン家の一員であるモンパンシエ公爵ルイ2世の娘のフランソワーズ・ド・ブルボン（？－1587）と1558年に結婚し、14年間の結婚生活で4人の子供をもうけた。男子が3人と末娘のシャルロットである。アンリ＝ロベールが死の3ヶ月前1574年の9月1日に作成した遺書には、万が一、彼の息子たちの血統が絶えたときには¹²、公国宗主権は弟モレルヴィエール伯爵とその子孫ではなく、妻の家系であるブルボン＝モンパンシエ家に代襲させると記された¹³。つまり自らの出自であり、子供たちにとっての父系親族にあたるラ・マルク家より母系親族のブルボン＝モンパンシエ家のほうを優遇したのである。何故だろうか。

時代背景を考慮にいれる必要がある。16世紀後半のフランスにおいて、まず戦うべき敵は、これまでそうであったように外国の君主ではなく、内にいた。カトリックとプロテスタントの両陣営に分かれてくりひろげられた熾烈を極めた戦いは、1572年のサン・バルテルミーの虐殺事件で緊張のピークをむかえる。皮肉なことにラ・マルク家では、兄弟で新教と旧教に分かれてしまった。兄のアンリ＝ロベール・ド・ラ・マルクが新教に改宗したのは、第一次宗教戦争の只中であつた1562年のことであつた¹⁴。

アンリ＝ロベールの改宗およびスダン公国の新教国化には、公国宗主妃フランソワーズ・ド・ブルボンの果たした役割が非常に大きい¹⁵。親ユグノー派であつた母親ジャクリーヌ・ド・ロングゥイーの影響でカトリックよりもプロテスタントの教えに親しんでいた彼女は、1562年夫とともに改宗する以前から、迫害を逃れてきたフランス各地の新教徒たちにスダンの国境を開放してもいた¹⁶。改宗後、公国に新教を持ちこむにあたっては、宗主夫妻は穏健な政策をとる。彼らの新しい宗教を臣民に押し付けることは決してせずに、旧教との融和、共存をめざしたのである。「信仰の自由」が保障され、改宗の強要は厳禁とされた。カトリック教会の閉鎖も、教会人が逮捕されることもなかった¹⁷。1564年に宗主の名において発布された勅令には「宗教を理由として、行為あるいは言葉によって侮辱することを禁じ、違反すれば罰する。また、人々を、その意思に反して、その者が容認していない宗教へ向かわせることを、あるいは、それに関していかなる反目、論争、騒乱、騒動、反乱を扇動することも禁ずる」と記されるにいたる¹⁸。こうした寛容政策が、フランス本国から迫害を受けた新教徒たちをひきつけるのにそう時間はかからなかった。彼ら、亡命新教徒の多くは貴族、法曹関係者、医者、大学の知識人たちであり、アンリ＝ロベールは国政に彼らを登用させることもためらわなかった¹⁹。おそらく、この支配階級の新教徒化が引金となって、まずは貴族、ブルジョワ階級から、次第に臣民の裾野にまで新教への改宗がひろまっていっ

たのだと考えられる。宗主夫妻の改宗から、10年ほどの年月をかけて公国は自他ともに新教徒国と称するにいたるのである²⁰。

唯一の例外は、アンリ＝ロベール、シャルル＝ロベール兄弟の母親フランソワーズ・ド・プレゼが寡婦産の取り決めにより生涯にわたって所有を認められていたロクール領であった。長男の嫁が公国に持ち込んだ新しい宗教を毛嫌いしていた彼女は、領内でのプロテスタント信仰を禁じることを息子に認めさせたのである²¹。彼女の後継者としてモレルヴィエール伯爵位を継承した次男シャルル＝ロベールも当然のように旧教側にとどまり、国王軍の戦力として对新教徒との戦争に参加するようになる。1573年のラ・ロシュルの戦では、兄と弟は敵・味方に分かれて戦うのである。実の兄弟であり、同じラ・マルクの姓を名乗りながらも、信仰する宗教の違いが決定となって、兄は弟がスダン公国宗主の位を手にする可能性を一顧だにしなかったし、弟のほうでも兄の決定的な意思表示に異議を唱えることはなかったのである。少なくともこの時点では。

さて、アンリ＝ロベールが他界した後、スダン公国では寡婦となったフランソワーズ・ド・ブルボンが、未成年の息子の後見人として、1584年までの10年間、摂政として国政を司ることとなった。夫の存命中であったとき以上に、彼女はスダンの新教国化をすすめていく。この母親の後見のもとに育ったアンリ＝ロベールの3人の遺児たちは、生まれながらに新教徒の世代に属する。ただ、長子ギョーム＝ロベールが母親の後見から離れ、公国宗主としてようやく独り立ちしようというときになって、スダン公国の未来に暗い影がさしこむのである。1587年に、まずフランソワーズ・ド・ブルボンが、ついで宗主の弟ジャンが相次いで死亡する。ジャンはアンリ＝ロベールの遺書に従えば、このとき公国宗主継承順位の第二位にいる人物であり、23歳という若さでまだ結婚もしていなかった。立て続けにおこった肉親の死を目の当たりにし、自身も病床にあったギョーム＝ロベールは、同年12月27日に遺書を作成する。そして1588年の1月1日には、今度は彼がジュネーブで客死するのである。26歳になったばかりで人生を終えることとなったスダン宗主も、やはり結婚はしていなかった²²。ギョーム＝ロベール・ド・ラ・マルク（1562-1588）が残した遺書には、公国宗主位の継承者として初めてシャルロットの名前が登場する。ラ・マルク本家には、もはや宗主の妹にあたる13歳の少女しか、家系を継ぐものが残されていないだったのである。遺書に記されていたのは以下の事柄であった。同時代を生きた、歴史家ド・トゥの著作から抜粋する。

「彼は妹のシャルロット・ド・ブイオンを、宗主権がおよぶすべての場所において一切宗教を変更させないという条件で、自身の包括相続人に指名した。仮に彼女が子

供を残さず死亡した場合には、伯父のモンパンシエ公爵、フランソワ・ド・ブルボンとその息子であるドンブ親王が、フランスの諸教会の宗派に従う彼らの臣民に与えられているのと同様に、新教の信仰の自由をも認めるという条件のもとで彼女に代襲するとした。ただ、この条項が完遂しなかった場合においては、新たにナヴァール王とその子孫が妹に代襲するとし、彼らに代襲する者としてはコンデ親王、アンリ・ド・ブルボンを指定した。さらにもう一方で、妹の結婚相手には、ふさわしい身分の人物で、スダン、ジャメス、ロクールおよび宗主権のおよぶ他のすべての場所に新教の信仰を確立させることができる者とした²³ つまり、シャルロットを女性宗主に認める条件として、公国を新教国にとどめておくことと、彼女の夫となる人物も新教徒の力のある者ということ掲げたのである。

ところで、1587年に作成されたスダン公国宗主の遺書においても、シャルル＝ロベールとその子孫たちに、公国宗主位を譲る可能性は排除されたままになっている。ラ・マルク家の直系が絶えた場合には、またしてもブルボン＝モンパンシエ家への代襲が示唆されている。しかし、このたびは、シャルル＝ロベールは納得がいかなかったようである。彼は、ギョーム＝ロベールの遺書に異議を申し立て、宗主権の継承を主張する。親、兄弟のいない未成年の少女を宗主にいただくこととなったスダン公国の不安定な状態につけこむのは今だと考えたのはシャルル＝ロベールだけではなかった。カトリヌ・ド・メディシスも、公国宗主領の没収とシャルロットをカトリック教徒ロレーヌ公家の一員と結婚させることの可能性を国王アンリ3世に進言した²⁴。そしてやはり動いたのは、隣国の領主であり、カトリック同盟リーグのリーダー、ギーズ公アンリ・ド・ロレーヌであった。前年、自身のロレーヌ領をスダンのプロテスタント軍に荒らされたことへの報復を理由に、ギーズ公は公国の要地であるジャメスとスダンへの攻撃を開始したのである²⁵。

ところで、この要地間を行き来するにはシエール川を越える必要がある。右岸に接するドゥジ村には橋がかかっていたため、ここがロレーヌ軍の駐屯地となった²⁶。指揮をとっていたのはロズヌであった。ところが、彼はロクールへの偵察に出むく際、村に4騎兵小隊しか残さないで出かけるという失策をおかしてしまう。この情報をいち早く聞きつけたスダン総督クリストフ・ド・シャゼルは、1588年4月13日早朝の3時、80人の騎馬兵と400人の弓兵を従えてドゥジ村へかけつけた。2時間で決着はついた。スダン側は2人の死者と幾人かの負傷者、対するロレーヌ側は140人の死者と200人の虜囚をだした。シャゼルは、ロレーヌ軍の馬200頭と大砲2門、3,000エキュ金貨を携えてスダンへ凱旋した。街のすべての鐘が打ち鳴らされ、歓喜にわく民衆が勝者を称えあげる中、彼らを出迎えに駆けつけたのは馬に乗ったシャルロット・ド・

ラ・マルクその人であった。ドゥジの英雄は、その時その場で、奪い取った敵方の旗を彼女に献上した²⁷。公国の宗主は誰であるのか、スダンの人々が理解した瞬間であった。

第2章 女性宗主の結婚

スダンの女性宗主は一刻もはやく結婚する必要があった。ドゥジで勝利したとはいえ、公国内は宗教戦争のあおりをうけて、報復行為が繰り返され国が安定しているとはいいがたい状態が続いていたからである²⁸。ギョーム＝ロベールの遺書には、シャルロットの結婚相手は新教徒であるべきことが明記されていたが、花婿候補に名乗りをあげたものの顔ぶれは多彩であった。小さいとはいえ公国宗主の位は大変に魅力的であったようである。モンパンシエ公は、旧教徒であり、また教会法に抵触する恐れがあるにもかかわらず、息子のアンリを後見している姪、息子にとっての実の従妹と結婚させたが²⁹、兄ギーズ公の後を継いでリーグ派のリーダーにおさまり、スダンを攻撃していたマイエンヌ公シャルル・ド・ロレーヌは、息子との結婚と和平交渉を同列に置いた³⁰。ヌヴェール公ルイ・ド・ゴンザークもまたカトリックであったが、ナヴァール王側に属していたので息子シャルルをスダンの女性宗主と結婚させることも可能であると考えていた³¹。領有する公爵領レトルが、スダンから南西に40キロメートルほどの近郊に位置していたことから領土の拡大を狙ったと思われるが、いささか楽観的すぎたようである。

花婿選びの決定権はナヴァール王のほか、スダン公国評議会と、先の宗主の親友であり、シャルロットの補佐を遺書でも頼まれていた³²ユグノーを代表する武将フランソワ・ド・ラ・ヌエが保持していたのだが、彼らは、スダンをプロテスタント国のまま維持させることを大前提に、シャルロットの夫は新教徒から選ぶことで意見が一致していた。ヌエが推したのはカジミール公の甥で、未来のプファルツ選帝侯となるはずのフリードリヒであり、評議会もまたドイツの諸侯のなかから、クリスチャン・フォン・アンハルトを推薦した³³。だが最終的には1588年の5月に、ナヴァール王と、「ユグノーの教皇」と渾名されるデュ・プレシ＝モルネが賛成する、フランス人で新教徒の貴族であるアンリ・ド・ラ・トゥールにおちつく³⁴。彼、テュレンヌ子爵は、王の腹心であり、36歳であった。

対カトリックを念頭におきながらも、ドイツのプロテスタント諸侯と完全に手を組むことにも警戒を示すこの人選からは、ナヴァール王、つまり未来のフランス国王アンリ4世の政治的資質の高さがうかがい知れる。彼はスダンに、フランスにおける対ロレーヌ公家および対神聖ローマ帝国の盾となる役割を求めた。また、テュレンヌ子

爵に白羽の矢がたったのは、ナヴァール王にとって、彼は腹心でありながら、潜在的な敵でもあったからである³⁵。ヴァロワ朝のフランス宮廷での失寵が引金となって、1576年になって初めて、子爵はナヴァール王のネラック宮廷に出仕するようになった。彼が新教に改宗したのも、このころであった³⁶。新教徒としての資質は不鮮明でありながら、子爵の軍事的能力は、疑いようもなかった。ナヴァール王は、公国宗主の地位をちらつかせることで子爵に恩を売り、また彼をプロテスタントに必然的にとどめおくことのできるこの結婚を利用した。さらに、子爵を彼が大所領と影響力を有するフランス中部のオーヴェルニュ地方やリムーザン地方からひき離して、王国の北東へ追いやることで力の分散を図ったとともに、この優秀な軍人を王にとって目下のところ最大の敵であるロレーヌ公家へ対峙させることにより、現実と仮定の2大ライヴァルの力を同時に牽制したのである。

テュレンヌ子爵にとって、この女性宗主との縁談に異論はあるはずもなかった。彼個人にとっても彼の家系にとっても、さらなる社会的上昇を果たせる千載一遇の機会と捉えたのである。子爵自身は、「長きにわたって王国における名門中の名門でありつづけた」³⁷ オーヴェルニュ地方の家系貴族、ラ・トゥール家の出身であり、9つの要塞都市と120の村からなるリムーザン地方に有するテュレンヌ子爵領のほか、モンフォール伯爵領等の複数の封土を有する有力貴族であった³⁸。つまり、彼はスタン女性宗主の結婚相手に「ふさわしい身分の人物」であったのだが、それでもシャルロット・ド・ラ・マルクに付随する宗主という地位、時代を背景にした彼女の政治的、宗教的立場と地理的な側面からみたスタンの重要性に鑑みるならば、より敬意を払われるべきはシャルロットであることは、誰もが認めるところであった。

それゆえに、1591年の10月15日にスタン城内でアンリ4世立会いのもと、執り行われた結婚契約では、妻の家格が夫より上とみなされる場合に特徴的な契約項目が列記された。つまり、「アンリ・ド・ラ・トゥールは以後、第一の称号として「ブイヨン公爵およびスタンとロケールの公国宗主」を名乗ること」また「長子はラ・マルクの名前と家紋を、変更を加えずに使用すること、次男以下の子供たちは、望むならば、ラ・トゥール＝ラ・マルクのそれを使用すること」それに「統治と公国行政組織に関連するすべての証書、勅令は夫婦の連名で出されること」「公国領の所有者はシャルロット・ド・ラ・マルクのままであり、夫の署名以外に彼女の署名も必要であること」³⁹ とする項目のすべてが、この結婚が同格の家の結びつきである「同等婚」ではなく、典型的な女性側の「下降婚」であることを明白に示しているのである。

結婚契約書に署名してただちに、テュレンヌ子爵は軍人としてのその非凡な才能をスタンの臣民にみせつけることとなる。当初、1591年10月27日に予定されていた結婚

式は、スダンより34キロ南東に位置する町、ストゥネに拠点をおくリーグ派のスダンへの侵略が再開されたことで延期となった。27日その夜に、ストゥネに向かうため、子爵は400人の弓兵を率いてスダンを出発した。明け方の4時、町の外壁に到着した子爵の部隊は奇襲をかけた。ストゥネは難なく陥落してしまう。その足でスダンに戻った子爵は11月19日に晴れて結婚式に臨んだ。アンリ・ド・ラ・トゥールは、「私がこれまで見たなかで最も疑い深い人々」とアンリ3世の使者に言わしめた⁴⁰スダンの民に、当初から好意的に受け入れられることとなった。また、妻となったシャルロット・ド・ラ・マルクも夫に敬意を払っていた⁴¹。

子爵が妻より先に死亡した場合を想定して結婚契約書に記された項目、「くだんの令嬢は、子供がいない場合では15,000リーヴルの土地を、子供がいる場合には12,000リーヴルを寡婦産として受け取る。」⁴²と明記された契約は、実際には必要とならなかった。彼女が20歳の誕生日を迎える前に、生まれてきた子供の後を追う形で、夫より先に死亡したのは1594年5月15日、契約書に署名がなされてからちょうど2年7ヶ月後のことであった。

第3章 シャルロット・ド・ラ・マルクの遺書

妻の死亡の知らせを聞いて、アンリ・ド・ラ・トゥールは、早々に手をうたないと、自分の立つ基盤が永久に手の届かない所へいってしまうことを自覚した。ラ・マルク本家の女性相続人であったシャルロットが、子供を残さずに他界したことで、ギョーム＝ロベールが1574年に作成した遺書に想定してあった事柄が現実のものとなり、遺書の効力が新たに蘇ったからである。1591年の結婚契約書には、子供を残さずに妻が先に他界した場合については触れられてはいなかった。ギョーム＝ロベールの遺書を踏襲すると了解されていたのだろう。そこで、まずアンリは、女性宗主の死をアンリ4世に知らせる使者を大至急派遣し、公国宗主の座に自分がとどまれるように王の力添えを請う書状を持参させた。そこには、(1)妻が嘘偽りのない愛の証として、彼に全財産を譲ったこと、(2)それが彼の正当な所有であることを、国王の権威と厚情で保護してもらいたいこと、(3)彼が得た権利に反論を述べるものが多数でてくることが予想できるが、彼が国王と面会したときにその証拠については提示するつもりであることが書かれていた⁴³。それに対して国王は彼に保護を与えると返答したが、以下の一文を付け加えることも忘れてはいなかった。「もし貴殿がお書きのとおり、法と正しい理由と資格に基づいているのであれば、余の厚情と援助と保護を保証できるすべてのものを、いとも善良な臣民一人のために、ふるまい続けるわけにはいかないだろう」⁴⁴。

国王同様に、スダン公国民の感情を知り自分の味方につけることも、アンリ・ド・ラ・トゥールが打った布石の一つであった。彼は、公国全土に「シャルロットは相続人にモニ侯爵、ルイ・ド・ラ・マルク⁴⁵を定めた」との噂を流して民衆の反応を確かめた。公国における旧教の復活と信仰の自由が失われることを予想して、人々は自分たちの恐怖心をアンリ自身に訴え出た。民意は自分に味方しているとの確信を得て、彼は噂を打ち消し、妻の遺書を発見したこと、それによって彼は宗主の座にとどまり、国は新教のままであることを人々に確約した⁴⁶。妻の書類を整理しているときに発見されたと彼が主張するこの遺書こそが、現在、フランスの国立古文書館に保管され、私たちが目にするのできるシャルロット・ド・ラ・マルクの遺書なのである。

この史料に目を通して見てみよう。最初の項目は、公国が新教国として存続することである。「第一に、私の宗主権のおよぶところで長きにわたって受け入れられてきた、聖なる神の改革派教会の幸福と保全が続いていくことを、永久に維持されていくことを望みます。」⁴⁷

それに続いて、夫が示してくれた愛情への返礼に、彼女が成文法地域に有する領土とそれに付随する権利のすべて、つまりスダン公国宗主権もそこに含まれることになる全権利を夫へ譲ることが続く。「私は、夫である殿が、かいかいしくも常に私に対して抱き、示してくださった、妻が夫に望みうる心からの完全なる親愛の情を思うにつけ、また国王とフランス国の敵との戦いへ出陣なさる前に、私のために成文法地域の国々にお持ちの財産の譲渡が記された遺書を託してくださったことまでも思うにつけ、さらに私たちの結婚契約書の中で交わされた生前贈与を行ってくださったことを思うにつけ、彼の愛情へこたえる私からの愛の証として譲渡を行います。現在、妊娠中の子供、あるいは今後生まれてくるはずの別の子供を残さずに私が他界したときには、ブイヨン公爵領と、スダン、ジャメス、ロケールの宗主領と私の所領のすべてから派生した私に付随する権利と訴権は、(中略)殿、私の夫のものとなることを望みます。また同様に、セリニャン、ブリヴァ、アルランド、アラモン、ボーム＝ル＝トランジ、ヴァラブレグの男爵領、土地、所領とドフィネ地方に有するオマール公と共有する土地の半分を、また一般的に成文法地域において私が有する他の財のすべてを、また成文法地域にあるすべての私の土地と所領、宗主領を殿、私の夫へ、彼とその子孫が永久に享受できるように譲り渡します。」⁴⁸

次に遺書は、母方と父方の両方の叔父の家系へ、慣習法地域に保有する土地を譲渡することを述べる。「父方と母方の家系から私が受け継いだブレネ伯爵領とモニとプランの男爵領、それにノジャン＝ル＝ロワ、ショーモン＝シュール＝ロワールとラ・フェルテ＝ゴシェの城主権については、(中略)父方、母方の財ともに慣習法地域に

あるものです。私はそれらを父方と母方の相続人へ残します。くだんの財が座す場所の慣習によって決められたものに互いに則って、父方に関しては、私の叔父のモレヴリエール伯爵が、母方に関しては私の従兄のモンパンシエ公爵が相続するものといたします。』⁴⁹

その後、遺書には、亡き母親がスダンに設立したコレージュへ12,000リーヴルを、救貧委員会へ6,000リーヴルを、そして新しく建つプロテスタント教会へ3,000リーヴルを寄進することが述べられるほか、スダンに呼び寄せていたシャルル＝ロベールの息子と娘にも、10歳であった娘のカトリーヌへは結婚資金として10,000リーヴルを、13歳のルイへは「武具を身につける年齢になったとき、供回りと武具一式を揃える足しに」20,000リーヴルを与えることと、また奉公人たちへの支払いが約束され、これらの金銭は、上にあげたフランス国内の慣習法地域に属する彼女の財産から使用されると定めていた。

遺書は執行人を指名したあと、「私の意図するものと最後の望みをかなえる最良の形式と方法として」この文書をしたためたと説明する。後は、遺書の制作に携わった人物の名前と肩書きが記され、「スダン城、1594年4月8日」と場所と日付が書かれた後、行が改まり、これまでとは明らかに異なる書体で Charlotte de la Marck と署名が入る。その下に他6名の署名が続き、最後に、この遺書のスダン宗主国法院への登録が完了したことを記す一文と1594年6月10日の日付、Dreincourt の署名で終わるものが、その全容である。

ところで、今日では簡単に目にすることのできるこの遺書であるが、シャルロットの署名の入ったオリジナルを目にしたものは、上にサインした人たちを数に入れなければ、近世を通してアンリ・ド・ラ・トゥール以外に一人もいなかった。彼が提示をかたくなに拒んだのである。後のシュリー公爵で財務大臣ともなる、マクシミリアン・ド・ベテューヌも、アンリ4世の命で遺書を鑑定するためにスダンを訪れたのだが、3日間にわたる大歓待を受けたあとで、「自分のために妻が作成したと彼がいうその遺書を示すように」との国王の望みを切りだしたところ、以下の理由で拒絶された。「贈与契約書は小箱に収められてしまっている。私に読ませた後で、彼女自身の手によってしまわれ、隠されてしまったからだ。私を面倒にひきこみ、私の善行につけこもうとする人々に対して、法廷で役立たせることを除いては絶対に開けないよう、私に約束させたのだ」。⁵⁰

これで収まらなかったのが、突然の遺書の出現によって、公国宗主権の継承から排除された人たちであった。シャルロットの母系親族にあたるブルボン＝モンパンシエ家と父系親族のラ・マルク分家である。ブルボン＝モンパンシエ家の場合、ギョーム＝

ロベールの遺書では、シャルロットが跡継ぎを残さずに死亡した場合、成文法地域に属する公国領の土地とそこに付随するすべての権利、つまりスダン公国宗主権もそこに含まれる権利のすべては、叔父のフランソワ・ド・ブルボンおよびその子孫が代襲することになっていた。1594年時には、当主はフランソワから長子のアンリにすでに代わっていたが、当然、アンリ・ド・ブルボンは異議を申し立てる。が、アンリ・ド・ラ・トゥールの対応はすばやかった。同年の10月24日にはアンリ4世立ち会いのもと、すでに両家系の間で和解が成り立っている。「この和解は、いとも高貴で、いとも強大であり、いとも名高き君主、フランスとナヴァールの王、アンリの同意の意向と権限によってなされる。王はくだんの和解に対して、それがいつまでも続くことを望まれ、亡きブイヨン公爵の遺書による譲渡によって、陛下がお持ちであられ、お持ちであられるはずであったブイヨン公爵領とスダン、ロクールの宗主領にかかるすべての権利と訴権を過去と現在においてあきらめ、放棄なさる。さらにブイヨン公爵、アンリ・ド・ラ・トゥール殿に善きように計られ、それらのものをくだんのブイヨン公殿へ渡され、彼とその子孫が寄贈、譲渡、撤回不能譲渡、生前贈与を行うことをお認めなさる。同様に、国王陛下はくだんのモンパンシエ殿に対しても善きように計られ、遺書による譲渡に従って、お持ちであられ、お持ちであられるはずであったジャメスの土地と宗主領にかかるすべての権利と訴権、そこに付随するものを過去と現在においてあきらめ、放棄なさる」。⁵¹ アンリ・ド・ラ・トゥールは、ジャメスの宗主領を交換条件に、モンパンシエ公を納得させたのである。

その一方、シャルル＝ロベール・ド・ラ・マルクとの和解は難航した。そもそも彼は、ギョーム＝ロベールの遺書にも異議を申し立てており、分家が存続している以上、遺書によって代襲を定める権利を、ギョーム＝ロベールもシャルロットもどちらも有してはいなかったと主張した。彼は1591年の結婚契約書を引き合いにだして、長子がラ・マルクの名と紋を、変更を加えずに使用する、と取り決めがなされたのは、公国の永続とラ・マルクの名の継続が同一視されたからで、そこに代襲が入り込む余地はないはずであると訴えたのである⁵²。しかし、成文法地域における契約書の効力が、父系の親族意識を寄せ付けず、この訴えは却下された。そこで彼は力づくで公国を奪おうと、1598年1月12日、スダン城を奇襲する行動にでた。内通者により情報は当局に筒抜けであったため、作戦は大失敗に終わった。結局、シャルル＝ロベールは1601年8月25日にようやく和解に応じることとなる。彼は、アンリ・ド・ラ・トゥールが有するスダンとロクールの宗主領、ブイヨン公爵領等の土地に対する権利を認めた。その代償に彼も、成文法地域から土地を得るほか、15,000リーヴルと、終身の年金6,000リーヴルを保証される。さらには、「ブイヨン公爵」のタイトルを名乗る権利ま

でも、「彼の終生において」という限定つきではあったが、認められた⁵³。アンリ・ド・ラ・トゥールは、ここで晴れてスダン公国宗主と認められたのである。臣民にもフランス国王にも前宗主の親族にも代襲を承認させ、以後は、公国の永続と同一視されるのは、ラ・トゥール・ド・ヴェルニュ家の名前の継続となるのである。

おわりに

シャルロット・ド・ラ・マルクの遺書は確かに実在している。それは本物だったのだろうか。もっとも、たとえ遺書が女性相続人の死後に作成されたものであったとしても、誰か他のものの手によって署名がなされていたとしても、独立公国の宗主であり、宗主国法院をもつ人物が鑑定を拒む以上、パリの高等法院さえもその閲覧を強制する法的権限はもたなかったのである。それを知っていたアンリ・ド・ラ・トゥールにとっては、フランス国王とスダンの臣民が、自分が宗主の座に留まることに賛成していることが判明した時点で、自らの勝利を確信したはずである。後は、遺書という体裁を繕うだけで事が足りた。遺書に最後に記された一文「私の意図するものと最後の望みをかなえる最良の形式と方法として…」の「私」とは、アンリ・ド・ラ・トゥールであることはもちろんだが、アンリ4世であり、スダン公国民でもあったのである。

アンリ・ド・ラ・トゥールにとっては、フランスと行政を別にする独立公国の女性相続人と結婚することは、飛躍的な社会的上昇の実現であった。だがそれでも、結婚契約書の取り決めに従えば、彼の宗主としての権威は妻によって認められるだけのことであって、公的に公国の宗主はラ・マルク家の相続人である妻、シャルロットであることに変わりはなかった。ラ・トゥールの家名と家紋を後世に残すことにも制限が加えられた状態で、自らの出身家系の継続は、風前の灯だったのである。予期せぬ妻の死は、宗主権継承の権利をもたない彼の立場を危うくするはずだったが、同時にその権利をつくりだす絶好の機会ともなった。成文法地域では認められていた代襲相続は、それが要求されたときからさかのぼって、もっとも日付の新しい契約書に記載された事項によって判断がくだされる。妻が遺書を残し、自分と自分の子孫に代襲を認めることが記されていれば、ラ・トゥール家がラ・マルク家に代わって宗主国の正当な主となって、後世へもラ・トゥールの名前を残すことができたのであった。

アンリ4世にとっては、内外の敵への対策としてスダンの宗主権を、彼がまだナヴァール王時代であったころからの臣従である、アンリ・ド・ラ・トゥールに委ねたままにしておくほうが都合よかった。国内と外国の旧教徒たちへの対策のためである。リーグ派リーダールのロレーヌ家の中核的な所領であるロレーヌ公爵領は宗主領の隣にあり、スペイン領ネーデルランドはブイヨン公爵領に隣接していた。オーストリア・ハプス

ブルク家の神聖ローマ帝国もまた、スダンの宗主領と国境を接していた。アンリ4世は、プロテスタント国家としての地位を確立していた独立宗主公国スダンの状態を認めることで、保護者の役割を演じつつも、脅威の矛先をフランスから回避させる可能性を考慮にいれていたといえる。さらに、アンリ・ド・ラ・トゥール自身への対策の意味もあっただろう。名家の出身で、多くの所領を持ち、戦の才にも秀でたこの有力貴族が自身の敵となる可能性を、王は常に考えていた。代襲を認め、宗主の座につけてやることで、彼の王や新教への忠誠心も、確かなものにはできはずであった。シャルル＝ロベール・ド・ラ・マルクが公国宗主権をめぐるアンリ・ド・ラ・トゥールに対する訴訟をおこしたときに、アンリ4世がもらした「余はブイヨン殿に勝つてもらいたいと思う」⁹⁴ という言葉は、偽りのない彼の本心であったはずである。

スダンの人々にとっては、自分たちが享受していた信仰の自由を護るためにも、公国宗主は、この保護策をとってきた先の宗主たちと同じ新教徒であることが望ましかった。結局のところ、宗教の寛容政策が実現しているのは、新教徒の領主が旧教を容認している場合だけで、その逆の例をみたためしがない。彼らにとって、公国の永続とラ・マルクの名の継続を一致させることは意味をなさなかった。公国は新教国として存続することだけが、彼らの願いであり、それができる人物なら家の名を問う必要はなかったのである。力に訴えようとしたシャルル＝ロベールの奇襲が失敗に終わったのも、いや、そもそも奇襲にしか訴える手段がなかったのも、スダン公国民が、ラ・マルクの名を有する彼よりもアンリ・ド・ラ・トゥールを自分たちの宗主に選んだからだといえよう。

宗教戦争という時代を背景に、家系の存続という社会的な側面、敵への対策という政治的な側面、また信仰の自由の保護という宗教的側面からさまざまな思惑が絡みあい、利害の一致を見出す歴史的過程を、一通の遺書が教えてくれた。事件から400年以上が経過した現在では、その真贋を鑑定しても結果に注意する人は、そうはいないはずである。だが、この遺書は、本物、偽物どちらであったとしても、宗教戦争とアンリ4世による王権回復期という時代を語る証言者であり続けている。

〈註〉

- 1 Archives Nationales de France, 273 A.P. 176.
- 2 Ibid.ただしこの記述は遺言状本文ではなく、史料整理用に別に記されたとみられる要約から抜粋した。
- 3 アンリ・ド・ラ・トゥールが自身の名前と紋にオーヴェルニュ家のものを加えるのは、直系

- の相続人であったマルグリット・ド・ヴァロワが亡くなった1606年以後からである。
- 4 アンリ・ド・ラ・トゥールはシャルロット・ド・ラ・マルクの死から1年後の1595年にオランジュ公ギョーム・ド・ナソーの娘エリザベートと再婚し、8人の子をもうけた。ルイ14世時代のフランス元帥で、大テュレンヌと称された父と同名の息子もその一人である。
 - 5 Louis de Rouvroy, duc de Saint-Simon, *Mémoires*, édition établie par Yves Coirault, Gallimard, 1983, tome II (1701-1707), p.828.
 - 6 ヌムール公爵夫人も、彼女の『回想録』の1649年の中で「人は彼の父親が策を弄してスタンの宗主権を篡奪したと確信しているのにもかかわらず…」と述べている。
 - 7 Yannick Bénézech, « Dieu bat et n'abat » : la Principauté de Sedan, Raucourt et Saint-Menges sous les La Tour d'Auvergne (1591-1652) », Thèse de Doctrat sous la direction de M. Bernard Grunberg, Université de Reims-Champagne-Ardenne U.F.R. Lettres et Sciences Humaines, Juin 2006.
 - 8 Alain Sartelet, *Le château-fort de Sedan*, l'Association pour la Valorisation des Atouts Culturels de la Champagne-Ardenne (AVACCA), 1998, p.4.
 - 9 1549年にフランス国王アンリ2世によって承認される。
 - 10 彼は、まず臣従の誓いをする必要がない領主裁判権を有する封土を購入し、ここをバイヨン公領の分封土とした。そしてこの領地内で宗主としてふるまうことでバイヨン公領の宗主であることをまずアンリ2世に認めさせ、ついで公的に公国宗主の肩書きを名乗ることで世間にも承認させるという巧妙な方法をとった。
 - 11 モレルヴィエール女伯フランソワーズ・ド・ブレゼ (?-1574)。ディアヌ・ド・ボワチエの娘である。国王アンリ2世によるロベール4世への特権の承認の数々は、この親族関係から派生したものと思われる。モレルヴィエールはノルマンディー地方に位置する領地。
 - 12 三男のアンリ＝ロベールに関しては、生年が1571年11月24日であることは判明しているが没年は天逝したと伝えられるだけで不明。父親の遺書作成時に存命していたかは括弧つきである。シャルロットは1574年11月5日生まれであるので12月2日に父が他界したときにはすでにこの世にいたが、遺書作成時には性別はいまだ不明な状態であったはずである。生没年月日の出典はすべてアンセルムによる。Le Père Anselme, *Histoire généalogique et chronologique de la Maison Royale de France*, Paris, 1726-33, Tome VII, p.169.
 - 13 Y. Bénézech, *op. cit.*, p.125.
 - 14 Saint-Simon, *op. cit.*, p.1575.
 - 15 フランスの宗教改革に貴族女性が果たした役割については、Nancy L. Roelkerの研究に詳しい。
 - 16 Rosine A. Lambin, *FEMMES DE PAIX La coexistence religieuse et les dames de la noblesse en France 1520-1630*, L'Harmattan, 2003, p.221.
 - 17 *Ibid.*, p.223.

- 18 Cité dans R. A. Lambin, *op. cit.*, p.223.
- 19 *Ibid.*, p.222.
- 20 *Ibid.*, pp.222-223.
- 21 *Ibid.*, p.223.
- 22 Anselme, *op. cit.*, p.169.
- 23 Jacques-Auguste de Thou, *Histoire universelle Avec la suite par Nicolas Rigault, les mémoires de la vie de l'auteur*, 1742, Tome VII, Livre XC, p.160.
- 24 *Ibid.*, p.162.
- 25 *Ibid.*
- 26 *Ibid.*, p.164.
- 27 Y. Bénézech, *op. cit.*, p.130.この場面が描かれた絵画は現在もスダン城内に展示されている。
- 28 ロレーヌ軍のジャメス占領は1588年の7月25日まで続く。その後も、スダン軍によるモン＝デュール修道院の破壊、リーグ派によるブザス村の焼き討ち、スダン軍によるトロワ攻撃等、宗教的対立を背景とする戦いが繰り返された。
- 29 Y. Bénézech, *op. cit.*, p.131.
- 30 J.-A. de Thou, *op. cit.*, Tome VIII, Livre CII, p.44.
- 31 *Ibid.*
- 32 *Ibid.*, Tome VII, Livre XC, p.160.
- 33 Y. Bénézech, *op. cit.*, p.131.
- 34 *Ibid.*
- 35 J.-A. de Thou, *op. cit.*, Tome VIII, Livre CII, p.45.
- 36 Y. Bénézech, *op. cit.*, p.118.
- 37 Christophe Justel, *Histoire généalogique de la Maison d'Auvergne justifiée par les chartes, titres, et histoires anciennes, et autres preuves authentiques*, Paris, 1645, Livre VI, p.203. アンリ4世が1590年に述べたといわれる。
- 38 Y. Bénézech, *op. cit.*, p.132.
- 39 *Ibid.*
- 40 *Ibid.*, p.129.
- 41 *Ibid.*, p.134.
- 42 C. Justel, *op. cit.*, p.267.
- 43 Secrétaires de Sully, *Mémoires des sages et royales oeconomies d'estat de Henri le Grand, dans la Collection des Mémoires relatifs à l'histoire de France, depuis l'avènement de Henri IV, jusqu'à la paix de Paris, conclue en 1763*, par M. Petitot, Paris, 1820, Tome II, Chapitre XXIV, p.266.
- 44 *Ibid.*, p.273.

- 45 シャルロットの父方の叔父シャルル・ロベールの次男。彼は妹のカトリーヌとともに実際にスダンのシャルロットのもとへ、叔父との和解交渉を理由に呼び寄せられていた。
- 46 Y. Bénézech, *op. cit.*, p.135.
- 47 Archives Nationales de France, 273 A.P. 176.
- 48 Ibid.
- 49 Ibid.
- 50 Secrétaires de Sully, *op. cit.*, p.293.
- 51 C. Justel, *op. cit.*, pp.276-277.
- 52 Y. Bénézech, *op. cit.*, p.143.
- 53 *Ibid.*, pp.147-149.だがシャルル＝ロベールは、すぐに和解契約の無効を訴えはじめる。
- 54 Tallemant des Réaux, *Historiettes*, édition établie et annotée par Antoine Adam, Gallimard, 1960, tome I, p.184.